

綾瀬市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見について、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判の請求」という。）について必要な事項を定める。

(審判の請求要件)

第2条 市長は、審判の請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）について、次の各号に規定する事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況、健康状態及び精神状態
- (3) 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による本人保護の可能性及び当該親族等が審判の請求を行う意思
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による本人への効果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人の福祉を図るために特に必要と認められる状況

(請求の手續)

第3条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判の請求に要する費用)

第4条 市長は、審判の請求及び審判に要する費用を支弁する。

- 2 市長は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された場合は、後見人等を通じて、前項の規定により市長が支弁した審判の請求及び審判に要した費用を本人に対して求償するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(親族等への情報提供)

第5条 市長は、第2条第3号に規定する事項を考察した場合において、本人の親族等が審判の請求を行う意思を有するときは、個人情報保護に関する法令等を遵守し、当該本人の個人情報を当該親族等に提供することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。